

(3) 景観形成基準

特定施設届出地区における景観形成基準は、以下のとおりとします。

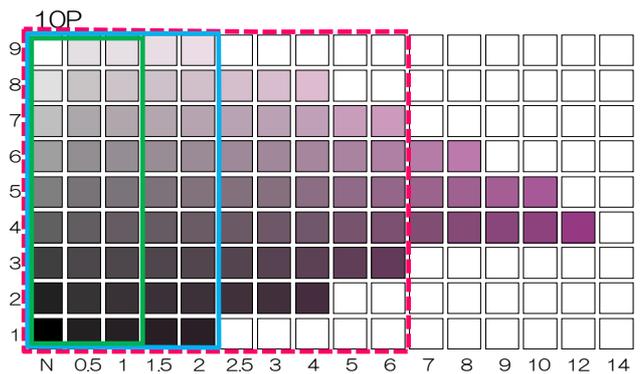
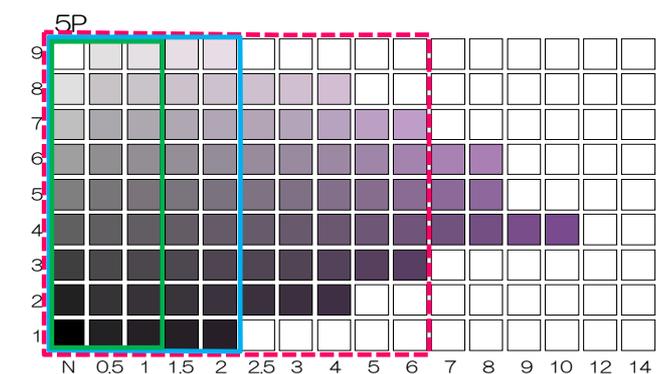
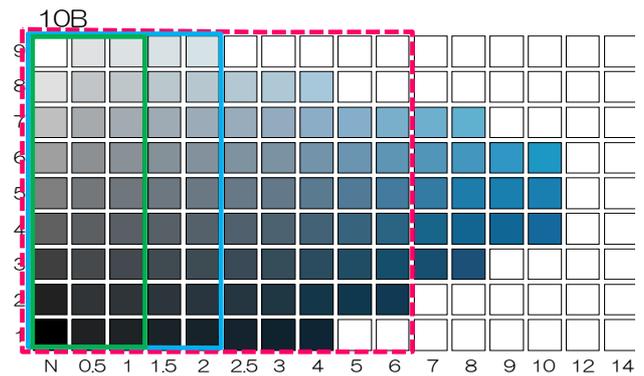
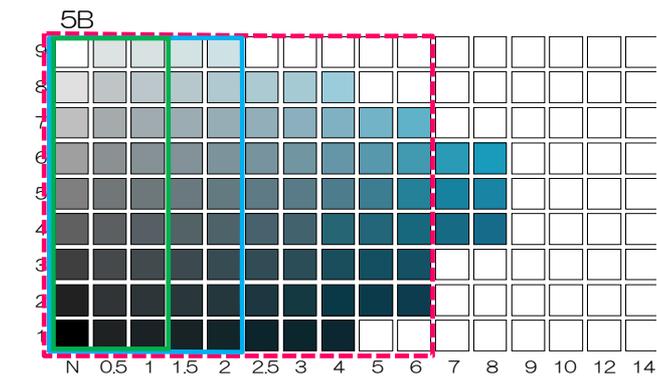
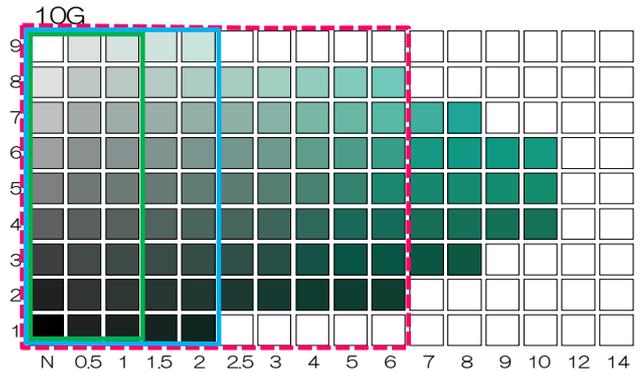
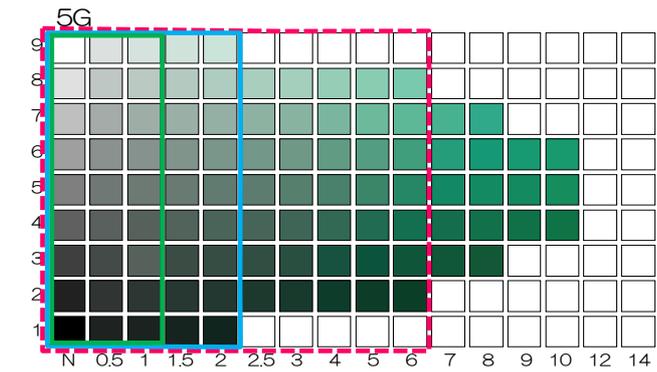
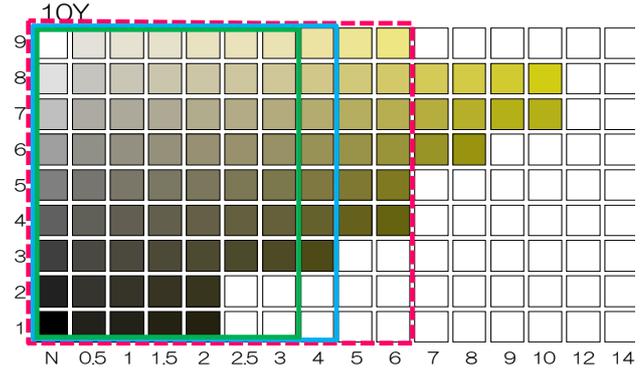
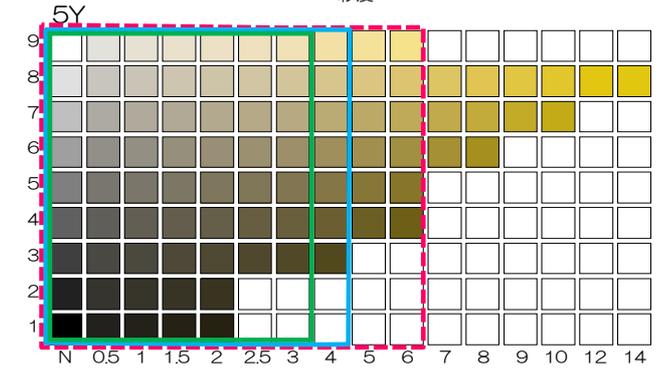
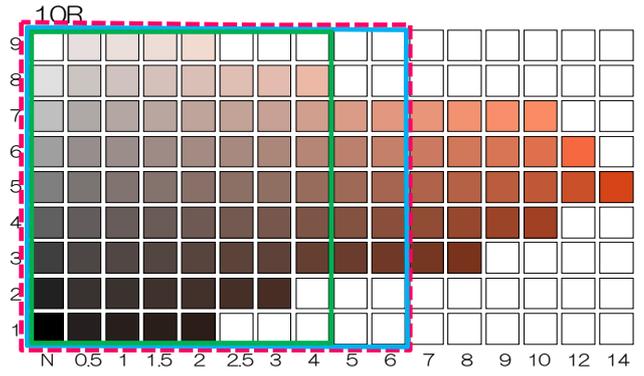
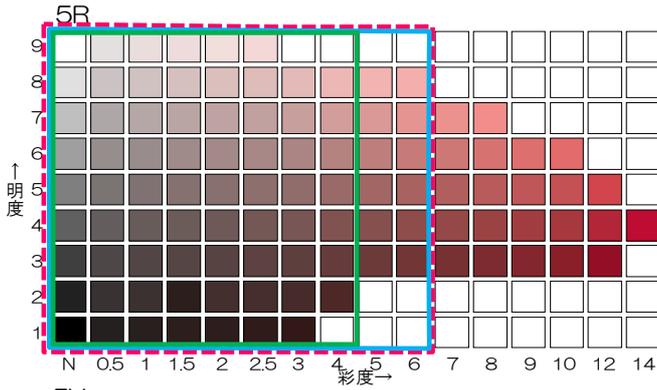
■特定施設届出地区における景観形成基準

事項		景観形成基準
位置・高さ		<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等、出来るだけ道路から後退した位置とする。 ● 隣接する施設相互において、沿道から見て連担性の保てる位置とする。 ● 交差点等、角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ● 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ● 柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ● 道路に面した擁壁についても、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ● 太陽光発電施設については、周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。 ● 太陽光発電施設については、高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けるように配慮する。
	外観	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物・工作物等は、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。 ● 外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ● 電飾を含め、壁面の意匠は、それ自体乱雑とならず、周辺との調和を乱さないものとする。 ● 広告物については、出来るだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともに、その沿道で統一性のとれたものに努める。 ● 太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とするように努める。

事項		景観形成基準																		
外観	色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩・材料とし、下表の色彩基準（マンセル値）に基づくものとする。 ● 落ち着いた色彩を基調とし、無彩色、Y R・Yの高明度低彩度色を推奨する。 ● 使用する色彩の数は出来る限り少なくするとともに、対比効果（コントラスト）の大きい色彩の組合せは避けるように努める。 ● アクセント色は、中低層部に、限定的に使用するよう努める。 ● 特に屋根面には、出来る限り無彩色又は低明度低彩度色を使用し、周辺の景観と調和したものとする。 ● 太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とするように努める。 ● 太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用するよう努める。 <p>※ 着色していない自然石・木材・レンガ・土壁・コンクリート（顔料を配合する等の処理を施し、低明度となるよう配慮すること）・ガラス等の材料本来が持つ色彩によって仕上げられている部分は、この限りでない。</p> <p>※ 都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域においては、建築行為等の規模や周辺への影響に応じて、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いた上で、支障がないと認められた場合に限り、色彩基準を適用しないことができる。</p> <p>【色彩基準】※51ページ、52ページのマンセル表色系を参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>5 R～10 Y R</td> <td>—</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>—</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>アクセント色</td> <td>全色相</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	基調色	5 R～10 Y R	—	6 以下	Y	—	4 以下	上記以外	—	2 以下	アクセント色	全色相	—	—
	色相	明度	彩度																	
基調色	5 R～10 Y R	—	6 以下																	
	Y	—	4 以下																	
	上記以外	—	2 以下																	
アクセント色	全色相	—	—																	
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって、中木・低木・グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。 ● 駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ● 建築物・工作物等の周りは、修景緑化に努める。 ● 広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲は、根締めとなる修景緑化に努める。 ● スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ● 敷地の周囲、柵・塀・擁壁等の前面の緑化に努める。 ● 敷地内は極力緑化に努める。 ● 既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。 ● 太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないように努める。 																		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ● ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ● のぼり、ぼんぼり、広告網等については、出来るだけ行わないようにする。 ● 道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。 																		

■外壁の色彩基準

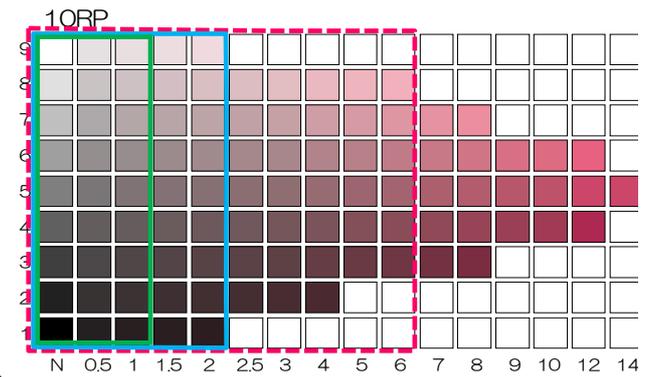
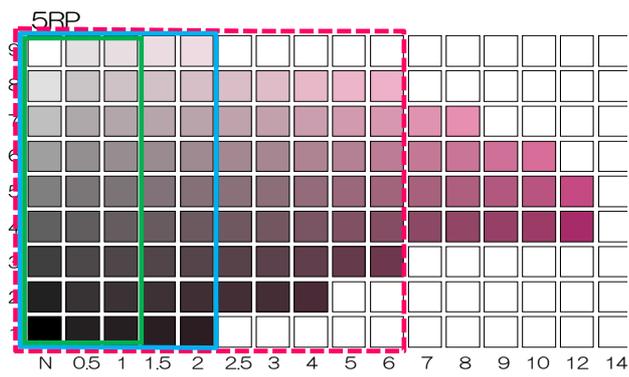
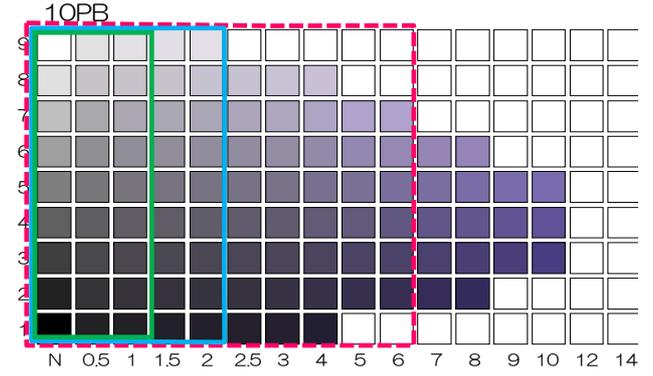
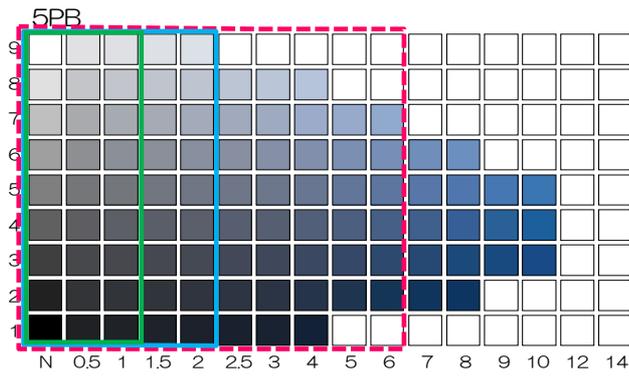
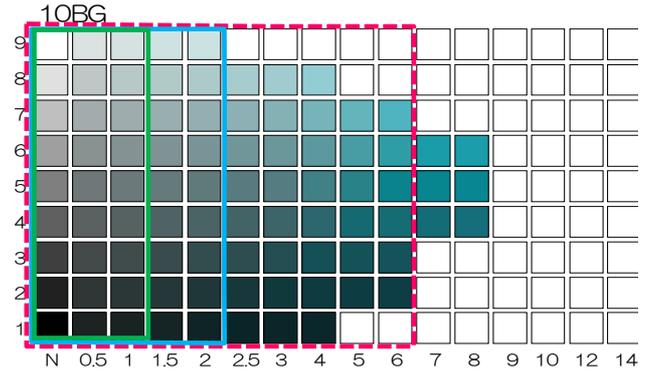
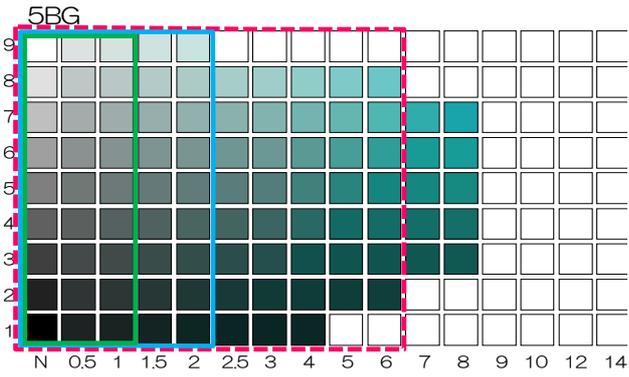
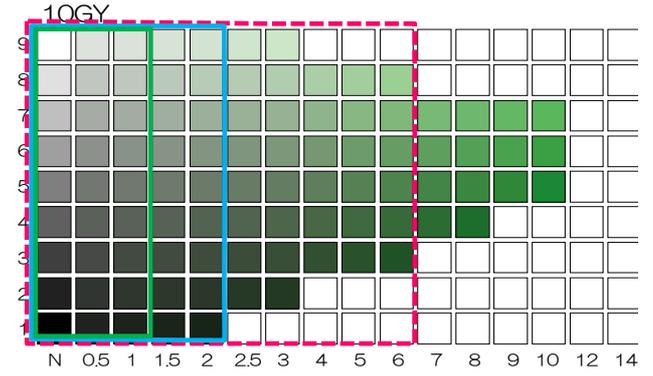
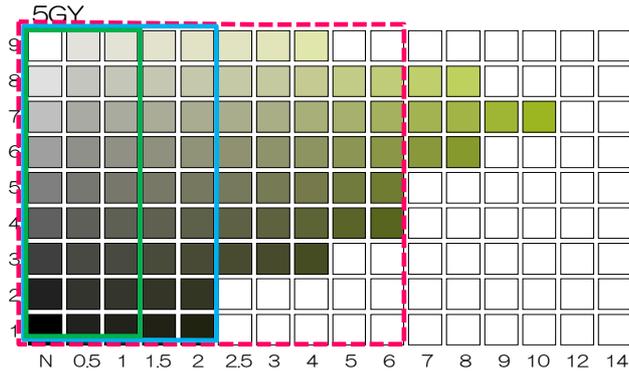
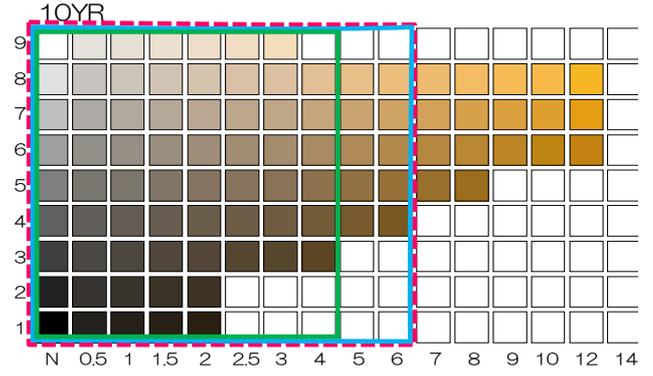
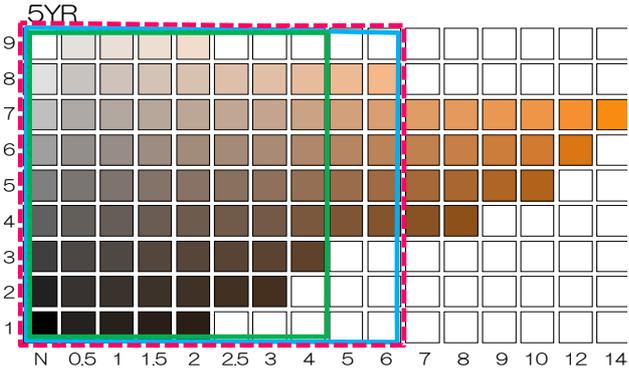
- 凡 例
- : まちなか景観ゾーン、特定施設届出地区
 - : その他の景観ゾーン
 - : アクセント色 (その他の景観ゾーン)



■外壁の色彩基準

凡 例

- : まちなか景観ゾーン、特定施設届出地区
- : その他の景観ゾーン
- : アクセント色 (その他の景観ゾーン)



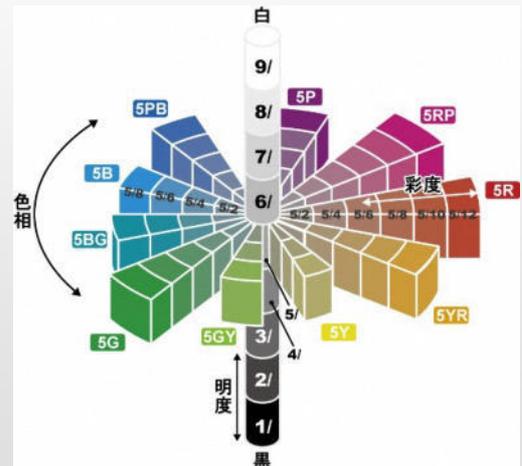
【参考：「マンセル表色系」について】

この計画では、日本工業規格（JIS）に定める色の表示方法である、「マンセル表色系」を基礎としたカラーシステムによって色彩を表しています。

「マンセル表色系」とは、ひとつの色を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組みあわせによって表現したものです。

なお、N（無彩色）とは、彩度が0の、白と黒との混合で得られる色（白と黒自体も含む）の総称を指します。

①色相	②明度	③彩度
基本は赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）と、中間の5色、黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP）の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせて用いる。	色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなる。	色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなる。



▲色の3属性

マンセル値の読み方

5 R 4 / 1 2 (「5アール4の12」と読む)
 ①色相 ②明度 ③彩度

▲マンセル表色系のイメージ

※ ここに表現されている色は、印刷によるものであり、正確なマンセル値でないため、実際の色は色票により確認して下さい。